〇 主文

本件訴えを却下する。

訴訟費用は原告の負担とする。

第一 当事者の求めた判決

原告

- 被告が昭和五二年一二月二三日付でした原告を懲戒することを相当と認める旨 の認定を取り消す。
- 訴訟費用は被告の負担とする。

被告

主文と同旨

当事者の主張

請求原因

1

原告は、第二東京弁護士会に所属する弁護士である。 被告は、訴外もからの懲戒の請求に基づき、昭和五二年一二月二三日付で原告 を懲戒することを相当と認める旨の認定をし、その議決書の写は昭和五三年一月二 五日ごろ原告に送付された。

3 被告のした右認定には、次のような手続的違法がある。

被告は、右認定をするにつき、懲戒請求者の提出にかかる証拠を原告に送 付しなかつたから、原告はその存在を知らず、したがつてこれに対する反論の機会もないまま右認定がされた。本件のような不利益処分をする場合には処分を受ける者にすべての証拠を明らかにして反論の機会を与えるべきであるのに、これをしな かつた被告の手続は、公正を欠き違法である。

被告は、訴外人からの本件懲戒請求が昭和五二年一〇月九日に取り下げら れ、その後に第二東京弁護士会から新たな調査の付託がされなかつたことにより、 調査の権限を失つたにもかかわらず、調査を続行し、本件の認定をしたものであるから、その手続は違法である。仮に懲戒請求の取下げがあつても調査を続行できる としても、その場合は懲戒請求に基づかない調査であるから、改めて原告に対し自 ら懲戒事由に当たると思料する事実を摘示して原告に反論の機会を与えるべきであるのにこれをしていないから、その手続は違法である。_____

本件の認定手続においても直接主義の原則が支配するものと考えられると 1ろ、原告に対する事情聴取のみをとりあげてみても、議決に関与した一九名の委 員中三名だけが原告に直接面接したにすぎず、他の証拠調も同様であつたものと推 測されるから、その手続は違法である。

被告の調査の記録は、調査中原告の同意なくして他の者の閲覧に供しては ならないのに、被告は、原告が前記Aを被告として提起した民事訴訟事件の被告代理人に原告の同意なく右記録を閲覧させているから、その手続は公正を欠き違法で ある。

原告か被告から前記のとおり事情聴取を受けた後、第二東京弁護士会の副 (五) 会長二名が原告に対し、懲戒請求人である前記Aと原告とが和解し懲戒請求が取り 下げられれば、被告の調査の結果は懲戒不相当になるとして、Aとの和解を強く勧 告したので、原告はこれに従つてAと和解し、前記のとおり懲戒請求の取下げがあ つためであるから、それにもかかわらずされた本件の認定は違法である。

(六) 被告の認定は、懲戒請求人の懲戒申立書に記載のない事項をも対象としているが、これらの事項については、原告に対して調査対象となることを明らかに し、反論の機会を与えていないから、その手続は違法である。

以上のような違法な被告の認定により、原告は、多大な精神的苦痛を受けてい るばかりでなく、右認定の必然的結果として懲戒委員会の審査に付され、それに伴 い、懲戒手続が結了するまで登録換え又は登録取消しの請求をすることができなく なる(弁護士法六三条。同法を以下単に「法」という。)という法律上の不利益を 受けることとなるから、右認定は取消訴訟の対象となる行政処分に当たるものとい うべきである。

- よつて、本件認定の取消しを求める。 5
- 被告の本案前の主張
- 当事者能力の欠缺

被告は法人である第二東京弁護士会の内部に設置された委員会であつて、法人格は なく、また、権利能力のない社団にも当たらないから、当事者能力がない。

当事者適格の欠缺

被告は、対外的に行動しうる行政主体ではないから行政庁に当たらず、当事者適格 がない。

3 処分性の欠缺

弁護士を懲戒することを相当とする綱紀委員会の認定は、懲戒の請求に始まり、綱紀委員会の調査と議決(認定)、懲戒委員会の審査と議決を経て、弁護士会が行う懲戒に終わる一連の手続の中の一部を構成する行為にすぎず、それだけでは当該弁護士の権利義務に何ら変動を生じさせるものではないから、取消訴訟の対象となる行政処分に当たらない。

4 訴えの利益の欠缺

弁護士が懲戒を受けたときは、日本弁護士連合会に審査請求をし(法五九条)、これを却下若しくは棄却する裁決に対しては東京高等裁判所に取消しの訴えを提起することができる(法六二条一項)。したがつて、懲戒委員会で懲戒相当の認定がされただけで実際に懲戒を受けるかどうか明確でない段階において本件のような訴えを提起する利益はないというべきである。

〇 理由

弁護士会は、弁護士の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士事務の改善進歩を図るため、弁護士の指導、連絡及び監督に関する事務を行うこととに異れてあると、弁護士会に所属弁護士会の監督に服すべき地位に立つものであると、弁は、会が弁護士に対して行う懲戒について法の定めると、弁すると思対について懲戒の事由(法五六条一項)があると思対にときないがあると思対に基づく他からの懲戒の請求があったときは、外ででは、大きに表してがあると思知に基づく他がらの懲戒の請求があったときは、分にとされたの調査をさせなければならず(法五八条二項から会に、対議士会に置かれたの調査を対して、対議士会に置かれたの議法に、弁護士会の前に、対して、弁護士会の自律に委ねるとともに、網紀委員会及び第元のに、介護士会の自律に委ねるとともに、の手続を経るべきこととして、懲戒について、弁護士会の自律に委ねるともに、の手続を経るべきこととして、懲戒をの行使の適正を期している。

ところで、法によれば、所属弁護士会から懲戒を受けた弁護士は、日本弁護士連合会に行政不服審査法による審査請求をすることができ(法五九条参照)、右請邦できるに、法五九条参照)、右請邦できるできて、法五九条参照)、右護士連合会を被告としての事力である。等れてできるできるできるできる。等れてできるが、そのほかに懲戒手続を構成する個々の行為を対象としたの懲戒ができるのほかに懲戒を構成する個々の規定と、前述となるの懲戒をするのが、これに対する。とを相当としての認定の性格とをあわせ考えると、法は、弁護士会の懲戒を申訟のおりましては、最終判断としての懲戒処分のみを争訟の対象としての認定の性格とをあわせまるの対するを対しては、最終判断を採用しては、最終判断を採用している。のと解するのが相当である。その取消したのである。のと解するのでは、懲戒処分の取消したのは、簡においては、の取消しているところはない。

以上のとおりであつて、本件訴えは不適法というべきであるから、これを却下することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法七条、民事訴訟法八九条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判官 佐藤 繁 中根勝士 佐藤久夫)